

## 2024年度「スポーツ安全保険」への加入について

わくわくプラザでは、利用されるお子さんの事故等、万一に備えて「スポーツ安全保険」への加入をお勧めしています。利用申込みに、合わせて加入をお願いします。

傷害保険と賠償責任保険がセットになった、団体加入による割安な保険です。

保険の加入に伴う掛金の振り込み手数料は、かわさき市民活動センターで負担します。

加入する保険は、公益財団法人スポーツ安全協会による「スポーツ安全保険」です。

対象となる事故の範囲	わくわくプラザでの活動中とその往復中	
掛金（1人年額）	800円（年度途中で加入した場合も同額です。）	
保険責任期間	2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間 （2024年3月28日までに加入された場合） 2024年3月28日以降に保険加入手続きを行った場合は、掛金 預り証に記載された効力発生日から補償が開始しますが、終期は 2025年3月31日までとなります。	
傷害保険	死亡	3,000万円
	後遺障害（最高）	4,500万円
	入院（日額）	4,000円
	通院（日額）	1,500円
賠償責任保険（補償限度額） （免責金額なし）	身体・財物賠償 （合算）	1事故：5億円 ただし、身体賠償は1人：1億円
突然死葬祭費用保険	突然死	180万円を上限に親族の負担した葬祭費用を補償

### ※ 傷害保険

対象	被保険者が団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により 被った傷害及び傷害に起因する後遺障害及び死亡
入・通院保険金の支払い	治療日数（入院日数及び実通院日数）1日目から補償
支払われない場合	故意、地震、犯罪行為、疾病、医療処置、等

### ※ 賠償責任保険

対象	被保険者が団体の活動中及び往復中に、他人にけがをさせたり、他人の物をこ わしたりしたことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合。
損害賠償金	被害者の過失割合や、他の者の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故につ いては、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のある ものや不可抗力によるものが多いため、示談に関しては、事前に保険会社との 十分な相談が必要です。なお、示談交渉は、加害者である被保険者が行うこと になります。
支払われない場合	○スポーツで、ルールを守っていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあ り、このような場合は、法律上の損害賠償責任はないものと考えられます。 例：サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりけがをさせた。 例：野球でボールが相手のメガネにあたり、メガネを破損した。 ○自身で使用、管理しているものに対する賠償責任 例：テニスラケットやバレーボールのネットを借りて、誤ってこわしてしまっ た。

☆ 詳細は令和6年度「スポーツ安全保険のあらまし」または「しおり」をご覧ください。